

令和5年度看護関係予算概算要求について

令和4年9月
厚生労働省

令和5年度 看護関係予算概算要求の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

631百万円(631百万円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者育成のための支援等を行う。

また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取り組みを検証するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 **拡充** 108百万円(66百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、特定行為研修修了者を対象とした特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活用をより一層図るため、特定行為研修修了者に係る医療の質に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金2.6億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

④ 特定行為研修の組織定着化支援事業 **新規** 328百万円(0百万円)

看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する医療機関に対し、看護師の定型的な研修に特定行為研修を位置づけるための共通科目のEラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。

また、本事業の周知や取組の支援を目的としてシンポジウム・地域別ワークショップの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

① ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業 15百万円(15百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行

う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 8百万円（8百万円）
看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。

- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円（11百万円）
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

- ④ 新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業
※ 医療施設運営費等補助金により措置
新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、経験が不足している臨床現場での学びを補うとともに、リアリティショックを低減し早期離職を防止することを目的として、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野等の臨床現場での体験学習を主とする研修を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ⑤ 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業 11百万円（11百万円）
新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症等の有事の際の危機管理を行うための看護マネジメント能力の向上を目指して、各都道府県が看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツの作成と検証に必要な経費に対する支援を行う。

- ⑥ 看護学生の看護実践能力向上に資する地域住民との連携教育事業 **新規**
14百万円（0百万円）
看護学生の看護実践能力向上に資する教育を推進するために、地域住民と連携した学内外での演習などをモデル事業で実装し、効果的な教育方法を構築するため、モデル校への助言指導者派遣や演習の実施及び各モデル校の取組の普及等を目的としたシンポジウム・ワークショップの実施に必要な経費に対する支援を行う。

（3）看護提供体制等の効率化に向けた取組

- ① 看護業務効率化先進事例収集・周知事業 27百万円（27百万円）
看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定し、取組を周知するとともに、選定した先進的な取組を他施設が試行する際に必要な経費に対する支援を行う。

- ② 良質かつ効率的な看護提供体制の実装に向けた調査・分析事業 **新規**
59百万円（0百万円）
2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大と人材の確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、良質かつ効率的な医療提供に資する看護サービスの指標等の変化を分析・検証するために必要な経費に対する支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

- ① マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム化事業 **新規** 229百万円（0百万円）
今後の現役世代（担い手）の急減と高齢化の進行に伴う看護ニーズの増加に対応するとともに、今般のコロナ禍を受けて、今後の新興感染症の発生に的確に対応していく観点から、デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年6月17日）に基づき、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」を構築し、看護職の資質向上及び潜在看護職に対する復職支援等の充実を図る。
- ② 中央ナースセンター事業 **拡充** 559百万円（230百万円）
看護職員に係る今後の需給の状況は、地域ごとに差異があり、都道府県ナースセンターにおいて、地方自治体等の関係者と緊密に連携しながら、地域の課題に応じた実効性ある看護職員確保の取組を実施していくことが重要であることから、現在、都道府県ナースセンターにおいてモデル的に実施している「地域における看護職員確保推進事業」の全国展開を図る。
あわせて、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」の構築のためのシステム改修のうち、「ナースセンター・コンピュータ・システム」の改修に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業 **新規** 56百万円（0百万円）
新型コロナウイルス感染症などの新興感染症等の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会において、医療機関への応援派遣に的確に対応できる看護職員の養成を推進し、リスト化を進める。あわせて、一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合に、日本看護協会において全国レベルでの看護職員等の応援派遣を調整できる体制を整備する。
- ④ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

⑦ 准看護師籍簿と国家資格等情報連携活用システム連携推進事業 **新規**

11百万円（0百万円）

「デジタル改革関連法」が成立し、マイナンバー法や住民基本台帳法が改正され、令和6年度中に医療関係資格の資格情報について、国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じて、マイナンバー制度の利活用を図ることとされている。准看護師の資格情報は都道府県が管理していることから、免許申請事務や資格管理に使用しているシステム仕様の実態に基づき、准看護師免許と国家資格等情報連携・活用システム内の資格データを連携するために必要な対応の調査及び仕様書作成等に必要な経費に対する支援を行う。

⑧ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業

10百万円（10百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

166百万円(166百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

62百万円(62百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

事項要求（75,077百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるため、令和3年度に新たに位置付けた「病床機能再編支援事業」をはじめ、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

（参考）【対象事業】

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業 (例)

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ③ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舎の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営

5. その他

看護職員も含めた医療従事者に対する各種研修等事業

【医政局地域医療計画課分】

① 救急医療業務実地修練等経費

- ・看護師救急医療業務実地修練研修事業 ※救急医療業務実地修練等経費 15百万円の内数
救急看護業務を担う看護師の日常の救急看護能力の向上を図るとともに、救急外来等において、患者をトリアージできる知能・技能を習得するための研修を行う。
- ・保健師等救急蘇生法指導者講習会 ※救急医療業務実地修練等経費 15百万円の内数
保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るための講習会を実施する。

② ドクターヘリ事業従事者研修事業 7百万円（7百万円）

ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成を図るための研修を行う。

③ 外傷外科医等養成研修事業 13百万円（13百万円）

重傷外傷の治療を担う医師・看護師を養成するため、重傷外傷に迅速かつ適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るための研修の実施に対する支援を行う。

④ NBC災害・テロ対策研修事業 7百万円（7百万円）

NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に適切な対応ができる医師等を養成するため、NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を行う。

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業 ※DMAT体制整備事業 881百万円の内数

災害急性期（発生後48時間以内）において、被災地で医療を提供するDMAT隊員（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。

⑥ 災害時小児周産期リエゾン養成研修事業 10百万円（6百万円）

災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーターをサポートする者を養成するための研修を行う。

令和5年度からは、従来の研修に加えて、都道府県保健医療調整本部での活動等を想定した演習による研修を実施し、技能維持・向上を図る。

⑦ 在宅医療関連講師人材養成事業 23百万円（23百万円）

小児を含む在宅医療、訪問看護の推進に資する、専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を主導できる講師人材の養成等を行う。

⑧ 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業 86百万円（86百万円）

本人の意思を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを実現するため、本人や家族等の相談にのる医療従事者の育成研修等を行う。

⑨ 院内感染対策講習会事業 29百万円（15百万円）

医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策を実施するため、医療従事者を対象として組織的な対応方針の指示や教育等についての講習会を実施する。

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和5年度要求額 6.3億円 (令和4年度予算額 6.3億円)

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

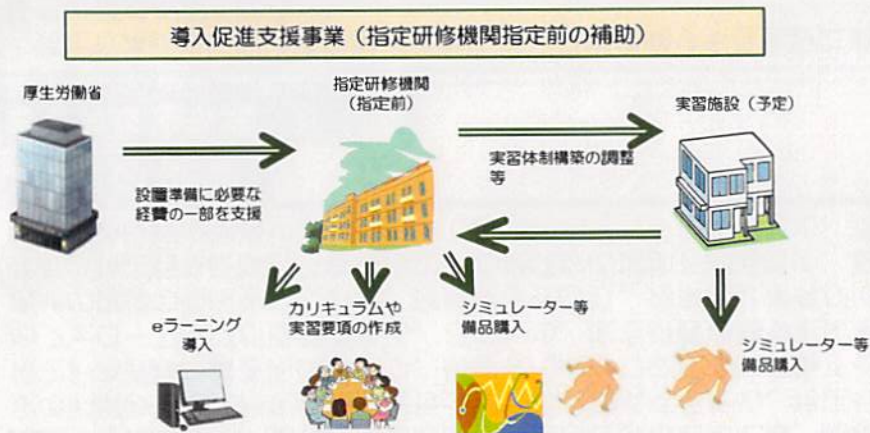
事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

161,826千円 (161,826千円)

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

【補助先：指定研修予定機関】

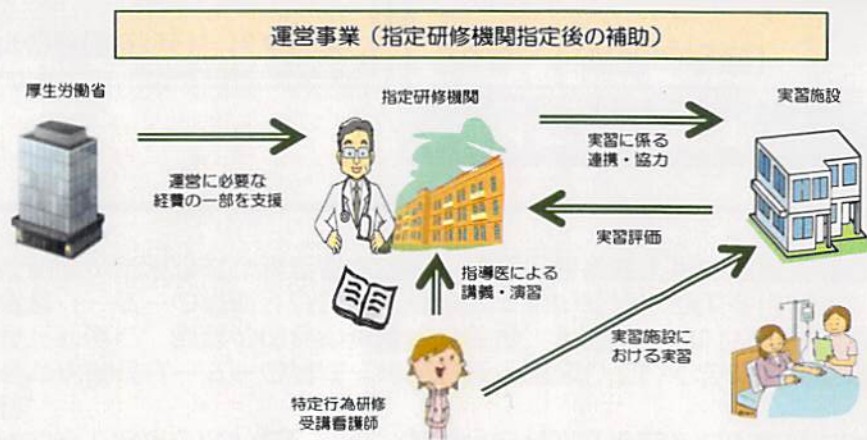


看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円 (418,018千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円 (11,685千円)

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。看護師が特定行為研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、ポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る研修機関の養成力向上支援事業 39,618千円 (39,618千円)

効率的な研修体制の確保を図る指定研修機関に対し、特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の効率的な運営に必要な、指導者にかかる経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費、指定研修機関等の連携に必要な会議等を開催する費用などの支援を行い、効率的な指定研修機関の運営についての検証を行う。【補助先：指定研修機関】

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和5年度要求額：1.1億円（0.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するために、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者や指導者に対する指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担、研修修了者の実態把握など、特定行為研修の実態や課題について継続的なデータ把握を含め、調査・分析等を行う。

2 事業の概要

指導者育成等事業

拡充

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：事業者は以下①と②の両方を実施する。
 - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施

・補助先：公募により選定された団体

・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・補助先：公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

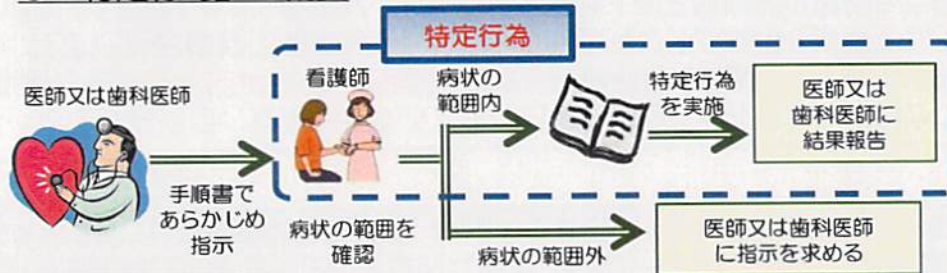
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和5年度要求額（令和4年度予算額）医療提供体制施設整備交付金26億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金24億円の内数）

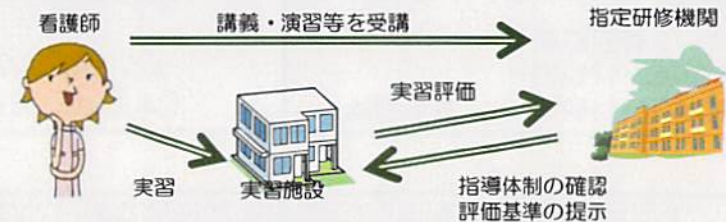
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和5年度要求額：3.3億円（新規）

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため、医療機関等において看護師の定型的な教育・育成の一環として特定行為研修を位置づけるなど、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援**し、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

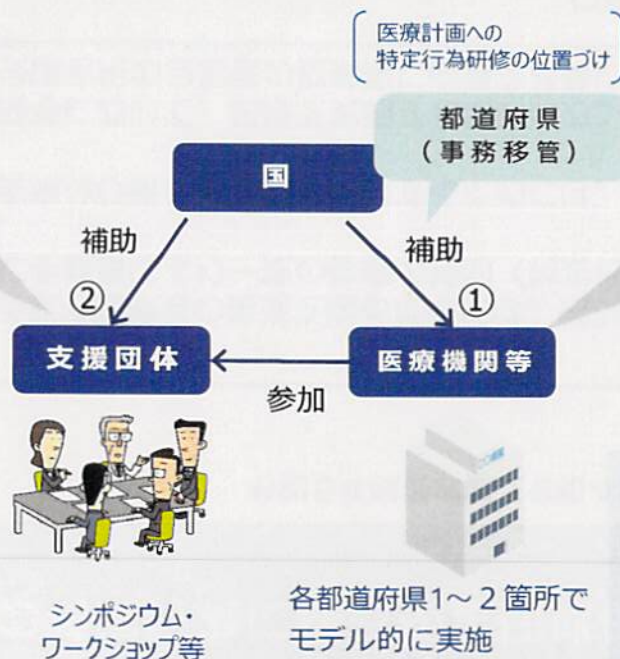
- ① 看護師への特定行為研修の受講と研修修了生の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する医療機関等に対し、**3年目以降等の看護師全員が共通科目を受講するためのエラーニングのコンテンツ**使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するための地域別のワークショップを開催する。

- 実施主体：① 共通科目を看護師の定型的な研修として実施する医療機関等
② 関係団体
- 補助率：① 1/2 (P) ② 10/10

事業スキーム

支援団体の取組

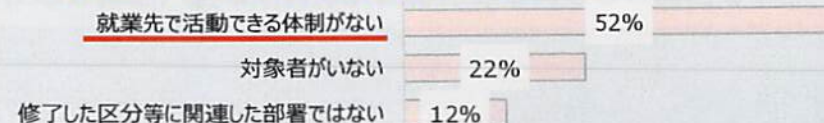
- 【シンポジウム】対象：全医療機関
○ 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
【ワークショップ】対象：本事業を実施する医療機関（看護部長等）
○ 本事業を実施する医療機関の取組を支援するための地区ごとのワークショップの開催（全国8箇所まで3回ずつ開催）
- 1回目：各医療機関の取組や年間スケジュール等の共有
 - 2回目：取組の進捗や課題の共有及び意見交換の実施、中間報告
 - 3回目：取組の最終報告、次年度に向けた課題や計画の共有



医療機関等の取組（補助要件）

- 特定行為研修推進委員会の設置【必須】
特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る
 - ・ 組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・ 安全な特定行為の実施の確認 等
- **看護師の定型的な研修やキャリアラダーへの特定行為研修の位置づけ【必須】**
(3年目以降は全員「共通科目」をエラーニング等で受講する)
- ICUや救急部門への配置
- 訪問看護ステーションの看護師への共通科目の受講機会の提供
- 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・ 特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・ 臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）(N=431)



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和5年度要求額（令和4年度予算額）15百万円（15百万円）

背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晩死亡することが予測されていること
- b 終末期の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

患者や家族が希望する、
住み慣れた場所での
穏やかな看取りの実現

事業概要

ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業

『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施

- ◆法医学に関する一般的事項
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方（意思決定支援含む。）
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

- ◆2体以上の死体検案
又は解剖への立ち会い



※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業（通信制教育）令和5年度要求額（令和4年度予算額）8百万円（8百万円）

事業目的

eラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム）を活用することにより、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の受講機会を拡大し、教員及び実習指導者の確保を目的とする。

事業概要

専任教員養成講習会実施要領（「看護教員に関する講習会の実施要領について」令和2年9月24日医政発0924第3号医政局長通知）によって実施される専任教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（令和2年9月24日医政発0924第5号医政局長通知）によって実施される実習指導者講習会の一部の教育内容について、実施団体が学習システムを運用し、通信制教育（eラーニング）を行う。具体的内容は以下のとおり。

① eラーニングコースの運用

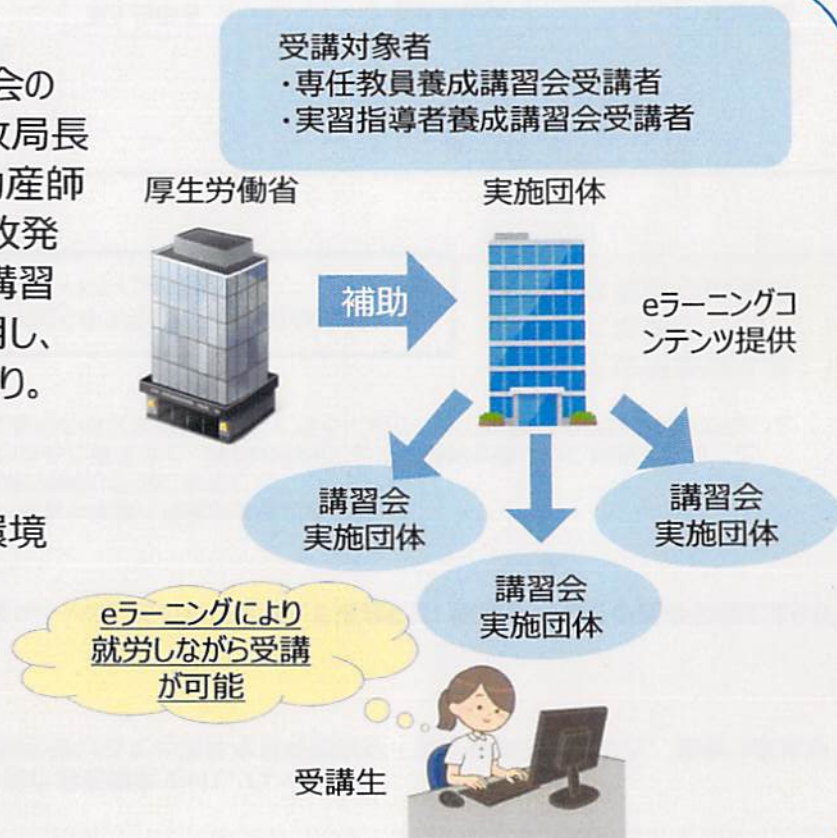
複数の受講者が同日・同時間に受講することが可能な運用環境整備

② 問い合わせに対する体制整備

eラーニングコースの受講に関する問い合わせの対応 等

③ 管理機能の提供

受講者の受講進捗状況、質問内容、受講成績等の集計



委託先

公募により選定した団体

看護教員教務主任養成講習会事業

令和5年度要求額（令和4年度予算額） 11百万円（11百万円）

事業目的

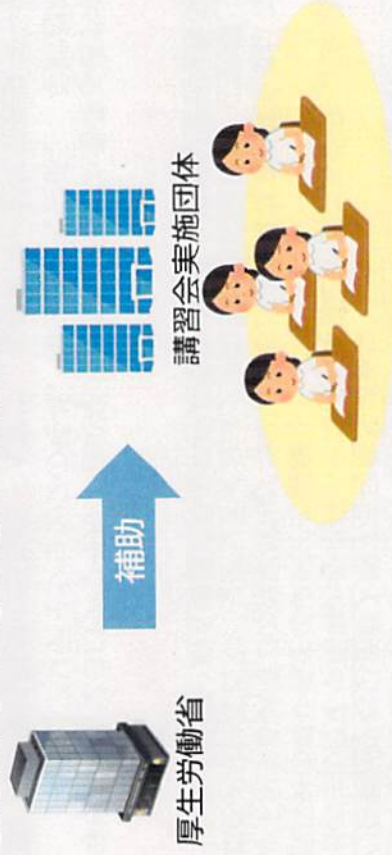
保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、看護師学校養成所に専任教員及び教務に関する主任者（教務主任）を配置することが規定されている。教務主任にはいくつかの要件があり、その要件のひとつに教務主任養成講習会（以下「講習会」という。）を修了することが規定されている。教務主任養成講習会では、看護教育方法・評価方法の開発や看護学校の経営に関する科目など、看護教育の質の向上に資する教育が求められている。

そこで本事業は、看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした講習会の実施に必要な経費を支援する。

事業概要等

【講習会の実施】

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に沿って実施する



教育内容	授業内容	単位数	時間数
看護教育方法・評価開発	看護教育方法・評価開発*	1	15
	看護教育方法・評価開発演習	1	30
看護学校経営	看護学校経営論*	2	30
	看護学校経営論演習	2	60
看護学教育課程開発	看護学教育課程開発	2	30
	看護学教育課程開発演習	3	90
合計		11	255

*eラーニング活用可能

教務主任について

- ・専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること（保健師助産師看護師学校養成所指定規則）
- ・教務主任となることのできる者は、①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者のいずれかとしている。（看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて 医政発0331第21号）
- ・教務主任は、リーダーとして看護師等養成所の教育課題を分析し、課題解決を図る。また、カリキュラム運営の先進者となることが役割として求められる。（専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン）

新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒業後フォローアップ研修事業

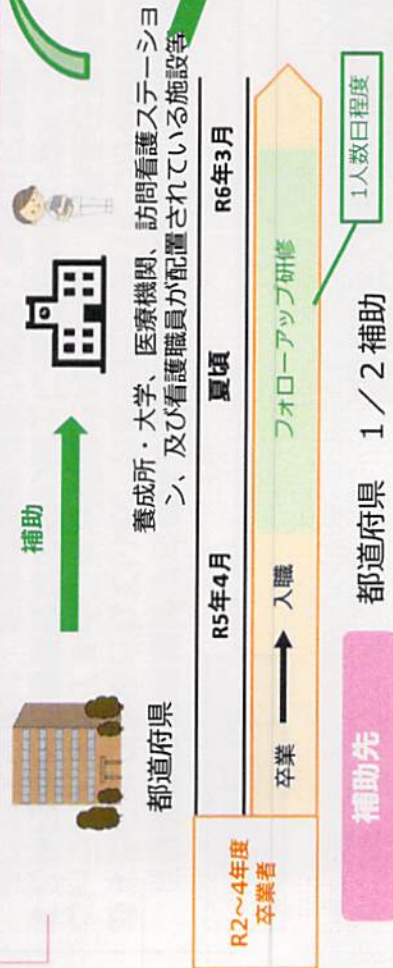
背景

令和5年度要求額 医療施設運営費等補助金により措置

- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日付け事務連絡）では、看護基礎教育における実習について、演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないとされている。
- 看護基礎教育では、病院・施設・在宅等といった場に加え、対象の発達段階に応じ、新生児から高齢者まで幅広く多様な分野毎にそれぞれ臨床実習が必要であることから、R4年度、臨床現場に新規入職する看護職員のうち、基礎教育のうち、修了要件は満たしつつも、いずれかの分野の臨床実習の経験が少ない者が入職する可能性があり、
 - ・ 患者の生の反応や現場の臨場感、一定期間実習に出ることと得られる継続的・統合的な学び
 - ・ 病院以外の場や特定の領域での経験
- 等が不足する状態での就業開始が想定される。臨床現場で経験を重ねることにより修得が可能な部分もあるが、基礎教育での臨床実習の経験が例年と比べ少ないことで、リアリティシヨックの増大や医療安全上の課題、職場での業務修得に例年より時間を要するなどの影響が考えられる。
- こうした影響は、**新人看護職員の早期離職や指導する現場の看護職員の負担の増大等に繋がり、安定的な看護職員確保を妨げる可能性が高い。**

事業内容等

- ◆ 事業目的：新型コロナウイルス感染症の対応に関連した看護基礎教育における臨床実習の経験の不足を補うことにより、新人看護職員のリアリティシヨックの軽減、職場適応を促進し、早期離職防止、臨床で指導をする看護職員の負担軽減を図ることを目的とする。
- ◆ 事業内容：看護職員の養成所・大学や、医療機関、訪問看護ステーション、及び看護職員が配置されている施設等にR2～4年度に基礎教育を修了し、令和5年度に新規就職した者を対象に実施する研修の運営に係る経費を補助する。
 - ＜研修対象者＞ R2～4年度に看護基礎教育を修了した看護職員等
 - ＜対象とする研修＞ 新型コロナウイルス感染症への対応により、基礎教育において経験が不足していると考えられる臨床実習での学びを補うことを目的とし、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野の臨床現場での体験学習を主とする研修。
 - ＜研修期間＞ 受講者1人1領域あたり数日程度
 - ＜対象経費＞
 - ・ 研修の企画・運営にかかる会議の印刷製本費、通信運搬費
 - ・ 研修先や講師への謝金
 - ・ 研修のコーディネートに係る人件費
 - ・ 研修に必要な消耗品費 等



危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業

背景・事業目的

令和5年度要求額（令和4年度予算額）11百万円（11百万円）

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関、訪問看護ステーション、施設等における新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員確保、感染管理を考慮した看護配置の検討、患者・職員の心身の安全管理等、看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきた。
- 令和2年度厚生労働科学研究（特別研究）「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究」において、新型コロナウイルス感染症対応に係る看護管理者の役割等についての調査を行い、令和3年度には当該研究結果を活用して看護管理者向けの新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修を実施した。
- 看護管理者向けの研修は、感染症患者受け入れの準備、院内外のリソースの活用、人的資源の再配分等、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理として同様に役立つ内容を含んでいる。**限られた看護人材を有効に活用し、地域の医療提供体制を維持することは看護管理者にとって不可欠な能力であることから、今後も引き続き看護マネジメント能力の向上を目的とした研修を各都道府県において実施することができるよう、研修開催のためのガイドライン等作成を行うことを目的とする。**

事業概要

看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」が各都道府県において実施可能なものとなるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツを作成し、その検証を行う。

① 研修ガイドラインの作成・更新

各都道府県において「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるよう、研修開催に係るガイドラインを作成し、試行後に更新を行う。

② 研修で活用可能なコンテンツの作成

各都道府県で実施する研修において活用可能な動画やテキスト等のコンテンツを作成する。

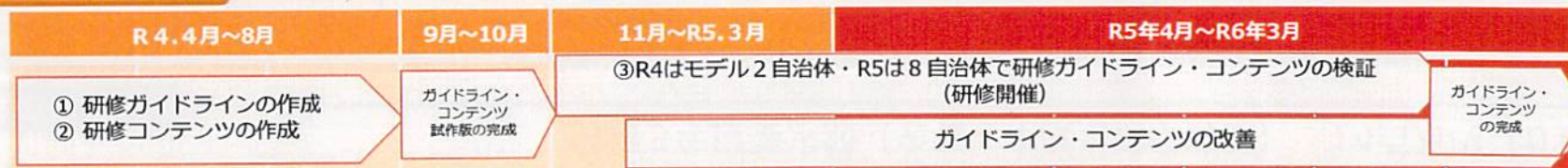
③ 研修ガイドライン及びコンテンツの検証・改善

①及び②で作成したガイドライン及びコンテンツを用いて研修を開催し、内容の検証と必要に応じて改善を行う。

「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」の概要

- ◆目的
新型コロナウイルス感染症対応を始め、新興感染症や災害等に対応するために必要な看護マネジメント能力の向上
- ◆対象
医療機関、訪問看護ステーション、施設等における看護管理者
- ◆内容
・組織において必要な看護職員確保策 ・人的資源の再配分
・患者受け入れに向けた組織内の準備 ・組織内外のリソースの活用
・患者及び職員の心身の安全管理 ・医療機関等の機能の維持
・地域の医療提供体制維持のための看護職員活用 等

スケジュール



補助先

民間団体

看護学生の看護実践能力向上に資する地域住民との連携教育事業

令和5年度要求額（令和4年度当初予算額）：14百万円（0百万円）

1 事業の目的

- 看護基礎教育では座学に加え演習及び臨地実習を行うことが規定されている。現状は各養成所内で教員を相手に、または学生同士で演習を行っているが、近年、子どもや高齢者と関わる機会をほとんど持たない学生も多く、学内における限られた場面設定のみでは十分な演習効果が得られず、その後の看護実践能力の習得にも影響しかねない状況である。
- また、地域包括ケアシステム構築の推進に向け、看護職員には多様な場において多職種と協働して看護ケアを提供することが期待されている。看護基礎教育においても、社会のニーズに応えられるよう、コミュニケーション能力をはじめとした看護実践能力向上のための教育を行うことが求められている。
- 本事業では、看護学生の看護実践向上に資する教育を行うために、地域住民と連携した学内外での演習※などをモデル事業で実施し、地域資源を活用した効果的な教育方法を構築することを目的とする。

※ 地域に暮らす様々な世代の住民を巻き込んだ演習、模擬患者の活用、地域のボランティア活動を教材化し、演習に組み込む 等

2 事業の概要・スキーム

■実施主体：公募（看護教育団体を想定）

■事業内容

- ①運営事務局の設置
 - ・モデル校（15校）の募集、選定
 - ・モデル校との連絡・調整
 - ・モデル校の学内外の演習への協力者（地域住民、模擬患者等）に対する諸謝金の支払いに係る事務
 - ・検討委員会運営、助言指導者に対する諸謝金の支払い事務
- ②検討委員会設置
 - ・事業計画立案
 - ・令和4年度に作成する「手引き」の共有
 - ・助言指導者の指導方針の検討
 - ・モデル事業の課題の抽出・改善策の検討
 - ・報告書作成

- ③モデル校への助言指導者派遣（随時相談対応）
 - ・オンライン、現地に出向きモデル校の演習実施支援
 - ・演習を実施したことによる学生評価支援
- ④事業結果の公表
 - ・各モデル校の取組を対面・オンラインのハイブリッド型シンポジウム等で公開



■スケジュール

令和4年度
看護職員確保対策特別事業で「地域住民と連携した看護基礎教育の手引き」を作成

令和5年度（実装）
モデル事業の実施（モデル校の募集、地域住民と連携した教育方法の実施）



看護業務効率化先進事例収集・周知事業

令和5年度要求額（令和4年度予算額）27百万円（27百万円）

背景

「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」（平成29年4月6日）や「医師の働き方改革に関する検討会」（平成29年8月から実施）において、医師から看護職へのタスク・シフティング（業務の移管）の推進が議論され、看護職の活躍の場や業務の拡大が期待されている。

看護職の活躍の場や業務の拡大に伴い、これまで以上に看護業務の効率化を図り、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上が必要となる。

事業内容等

◆事業目的：

看護業務の効率化としては、他職種との連携推進、ICTの活用等が想定されるが、各施設の特性により取り組みの程度や取り組める内容にも差異が大きいと想定されるため、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する。

◆事業内容：

看護業務の効率化に資する取組を広く募集し、選考委員会を設置して先進的取組を選定・表彰・周知する。

＜取組例＞申し送り時間短縮、ベッドコントロールのAI活用、体温や血圧・心拍数などの自動記録等

- ▶ 選考委員会を設置し、有識者の意見を聞いて先進的取組を選定。
- ▶ 周知方法は、取組事例の報告会＋動画を作成しHP上で公表。
- ▶ 選定した先進的取組の他施設での試行を支援。



スケジュール（予定）



（参考）
改正労基法施行

委託先

公募により選定した団体

良質かつ効率的な看護提供体制の実装に向けた調査・分析事業

令和5年度要求額：59百万円（新規）

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、看護師が医療チームの一員として質の高い看護ケアを提供することで、良質かつ・効率的な医療の提供に参画していくことが重要である。
- 医療・看護の質評価の取り組みについては、厚労省の「医療の質向上のための体制整備事業」や日本看護協会の「労働と看護の質向上のためのデータベース（DINQL）事業」等が種々行われているところである。しかし、これらの指標は医療における様々なプロセスが集約されたある一時点での結果であり、現場の看護職が日常的に行っている看護サービス（ケアや業務等）がどのように指標に影響しているかは明らかになっていない。
- そこで、現場における看護サービスと現在収集されている指標との関係性を明らかにし、試行的な実装を通じて看護サービスの向上が指標の向上にどのような影響を与えているかを調査・分析を行い、国民に対する良質かつ効率的な医療提供につなげることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

■ 各年の事業内容、スケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・有識者により、良質かつ効率的な看護サービスに係ると考えられる指標や、影響を与えうる看護サービスを整理。 ・施設主体の影響を受けやすい、病院類型・病床機能等（急性期・慢性期・療養など）を考慮して調査対象を選定。 ・それぞれの病院類型・機能別の看護職を対象に、看護ケアの向上や日常業務の変化が指標にどれだけ寄与しているかや、指標の妥当性・継続的な評価の可能性等を調査（ヒアリング・アンケート）。 ・調査結果および有識者の検討により、看護サービスや指標を明確化し、現場への実装を通じて、看護サービスと指標の変化を分析・検証。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5で厳選された看護の質に係る指標を実装し、指標の使いやすさ・継続的測定の妥当性について、対象施設を広げて検証 ・検証結果を踏まえ、有識者による良質かつ効率的な看護提供体制の検討 	<p>看護提供体制整備制度的対応への反映 (医療計画、病床機能報告、診療報酬改定等)</p>

【既存の医療の質評価指標の例】

- ・ 入院・外来総合満足度
- ・ 脳梗塞患者への早期リハビリ開始率
- ・ 入院患者の転倒転落発生率
- ・ 1ヶ月間・100床辺りのインシデント発生件数
- ・ 30日以内の予定外再入院率

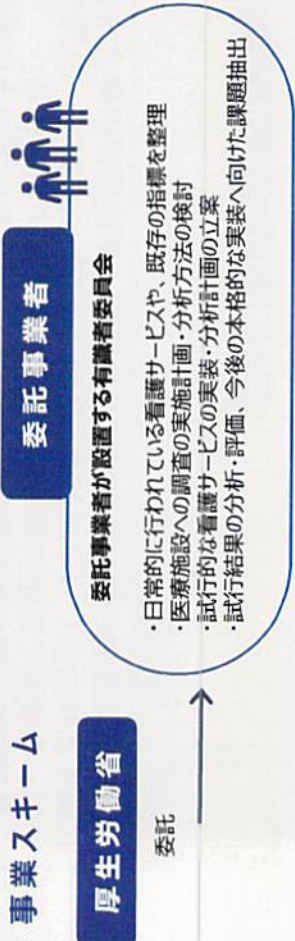
出典：

【医療の質評価の全国展開を目指した調査研究】
(2021年厚労科研：研究代表者 福井 次矢)
より指標を一部抜粋・文意を残して文言修正



看護サービスの向上が、臨床現場の様々なプロセスの結果である質評価指標の向上につながるかどうかを検証

■ 事業スキーム



3 実施主体等

委託（シンクタンク等）

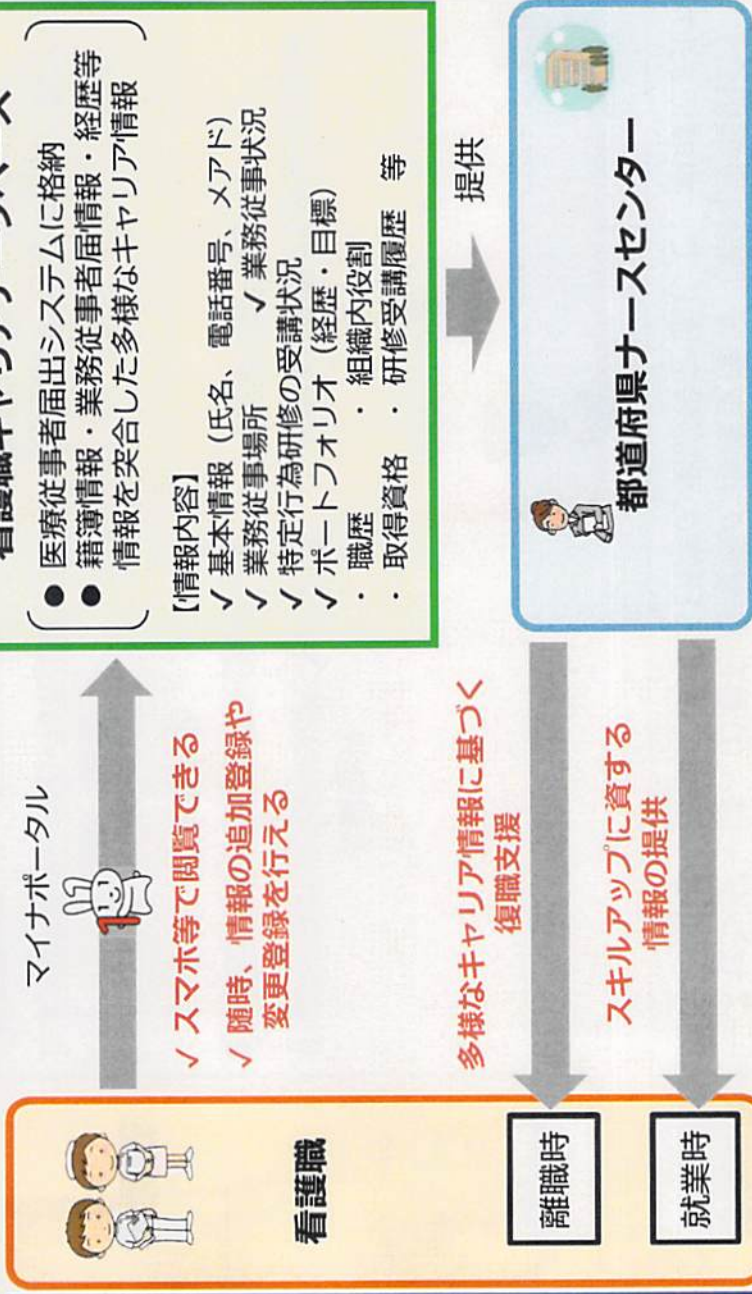
マイナバー制度を活用した看護職の人材活用システム化事業

令和5年度要求額：2.3億円（新規）

1 事業の目的

- 今後の現役世代（担い手）の急減と高齢化の進行に伴う看護二ーズの増加に対応するとともに、一般のコロナ禍を受けて、今後の新興感染症の発生に的確に対応していくことが急務となっている。
- このため、デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年6月17日）に基づき、「マイナバー制度を活用した看護職の人材活用システム」を構築することにより、マイナポータルを通じた看護職自身の幅広いキャリア情報への簡便なアクセス・利用を可能にして、看護職の資質向上を支援するとともに、ナースセンターによる多様なキャリア情報の把握・活用を通じて、潜在看護職に対する復職支援の充実や、スキルアップに資する情報提供の充実による看護職の資質向上の支援を図る。

2 事業概要



3 システム改修等の概要

- プロジェクトマネジメント（プロジェクト全体の工程管理）
- 医療従事者届出システムの改修
- ✓ 国家資格等情報連携・活用システム（デジタル庁）との情報連携に基づき、籍簿情報等と業務従事者届情報・経歴等情報を突合して看護職キャリア情報を整備し、整備した看護職キャリア情報を管理するための改修
- ✓ 医療従事者届出システムに格納する情報の充実、業務従事者届出時等の記載簡便化のための改修
- ✓ マイナポータルとの連携に基づき、看護職等が医療従事者届出システムにアクセスし、スマホ・PC等でデータの表示や変更・登録を行うようにするための改修
- ✓ 看護職キャリア情報を都道府県ナースセンター（ナースセンター・コンピュータ・システム）に提供するための改修

※ 本システムの構築に伴うナースセンター・コンピュータ・システム（中央ナースセンター）の改修に係る経費は、中央ナースセンター事業費の中で要求。

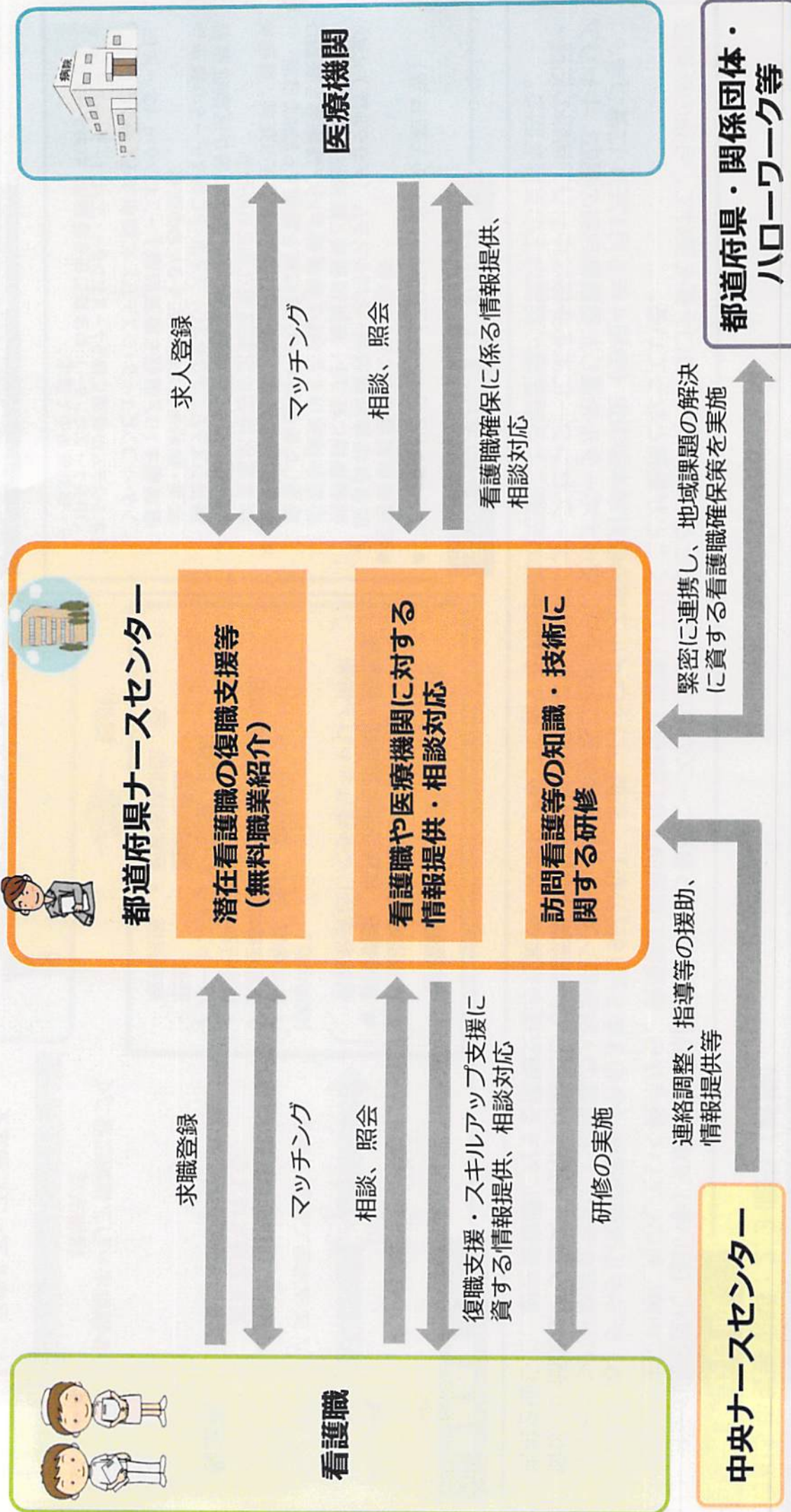
4 スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度
仕様書作成 (予算：33百万円)	仕組みの構築 (システム改修)	運用開始

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の三師届について、マイナポータルを通じたオンライン届出も可能にする。

ナースセンターによる看護職の就業・資質向上支援

都道府県ナースセンターは、①潜在看護職の復職支援等（無料職業紹介）、②看護職や医療機関に対する情報提供・相談対応、③訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、地域における看護職の就業・資質向上を支援している。



※平成30年末時点の推計では、65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）
（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究補助金地域医療推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員供給計画への影響調査とエビデンスの検証に関する研究」（代表研究者：小林美恵）
 加における看護職員供給の推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美恵）

中央ナースセンター事業

令和5年度要求額：5.6億円（2.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業拡充の目的

- 高齢化の進行等に伴って訪問看護のニーズが増大する一方、求人倍率は高く（令和2年度：3.26倍）、訪問看護に係る看護職員の確保が必要。また、今後の新興感染症の発生等に的確に対応するためには、特定行為研修修了者など、専門性の高い看護職員の確保が重要。
- 看護職員に係る今後の需給の状況は、地域ごとに差異があるため、都道府県ナースセンターにおいて、地方自治体等の関係者と緊密に連携しながら、地域の課題に応じた実効性ある看護職員確保の取組を実施していくことが重要。このため、現在、都道府県ナースセンターにおいてモデル的に実施している「地域における看護職員確保推進事業」の全国展開を図る。
- あわせて、デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年6月17日）に基づく「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」の構築のためのシステム改修のうち、「ナースセンター・コンピュータ・システム」の改修に係る経費を要求する。

2 事業拡充の概要

1. 「地域における看護職員確保推進事業」の全国展開

Plan・Action

地域の関係者（地方自治体、関係団体等）の参集によるWGの設置



- ✓ 看護職員確保に係る地域の課題の把握
- ✓ 地域課題に対応したナースセンター等における具体的な看護職員確保計画の策定

Check

看護職員確保の取組の評価

Do

ナースセンター等における看護職員確保の取組の実施
（例：ナースセンターの職業紹介を通じた訪問看護に係る就業者の増加など）



- 都道府県ナースセンターが地域の関係者と連携しつつ、看護職員確保に係る課題を抽出し、課題解決に向けた取組を行うモデル事業を2017年度から実施（15道府県で実施）。
- 本モデル事業に基づき、地域の関係者が参集するWGの設置や、関係者の連携に基づく地域課題の解決に向けた取組が進められた。
- ナースセンター等における看護職員確保に係る具体的な取組の実施を推進する観点から、このモデル事業を充実し、全国展開する。

2. ナースセンター・コンピュータ・システムの改修

「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」の構築のためのシステム改修のうち、「ナースセンター・コンピュータ・システム」の改修に係る経費を要求する。

- ✓ 医療従事者届出システムから、看護職キャリア情報（看護師籍簿情報等・業務従事者届情報・経歴等情報）を突合した幅広いキャリア情報の提供を受けるための情報連携
- ✓ 都道府県ナースセンターにおいて、看護職キャリア情報・研修受講履歴情報を利用して、看護職に対する復職支援や就業中の看護職に対するスキルアップに資する情報提供等を効果的に行うためのシステム改修

新型コロナウイルスなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業

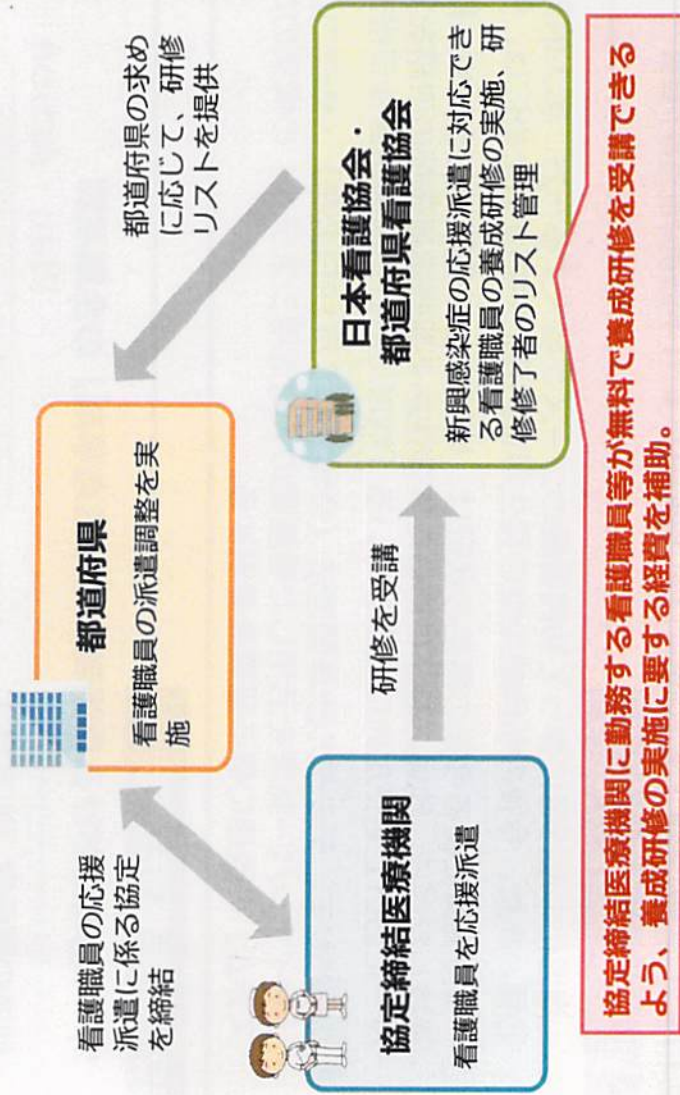
令和5年度要求額：56百万円（新規）

1 事業の目的

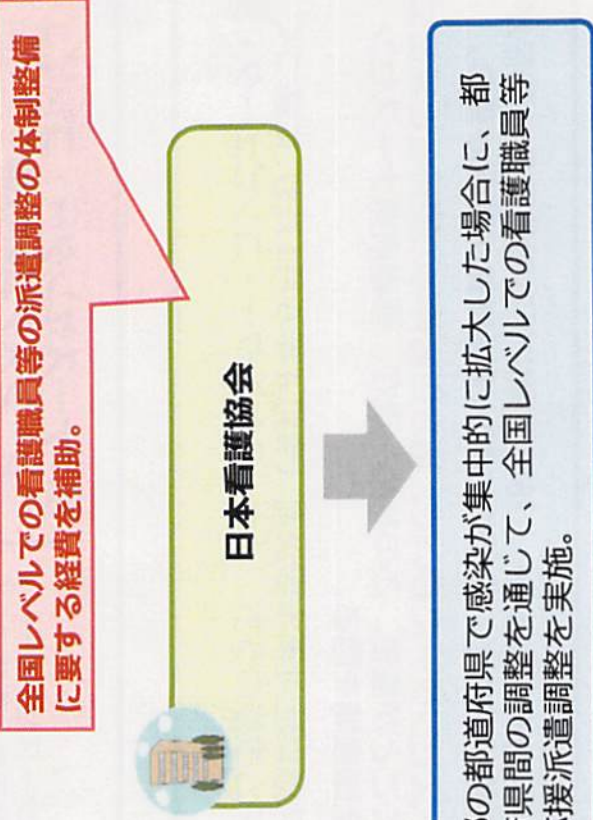
- 新型コロナウイルスなどの新興感染症等の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るためには、新興感染症等の発生時に他の医療機関への応援派遣に的確に対応できる看護職員の養成を推進して、リスト化するとともに、一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場において、全国レベルで看護職員等の応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、日本看護協会・都道府県看護協会において、医療機関への応援派遣に対応できる看護職員の研修を幅広く実施して、研修修了者のリスト化を進めるとともに、全国レベルで看護職員等の応援派遣を調整できる体制を構築する。

2 事業の概要

1. 新興感染症の応援派遣に対応できる看護職員の養成



2. 全国レベルでの看護職員等の派遣調整の体制整備



※ 全国レベルでの看護職員等の応援派遣調整の円滑な実施のため、医療関係の職能団体・病院団体によって構成される調整会議を設置。

助産師活用推進事業

令和5年度要求額（令和4年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金240億円の内数）

背景

- 積極的な助産師活用として、院内助産*1、助産師外来*2、助産師等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。
*2「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊産婦から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

主な目的や方法

助産師出向 の検討、計画立案、運営、評価等

- ▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

*既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）



【具体的な例】

- ・ 助産所で勤務する助産師による病院、診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・ 病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
- ・ 新生児蘇生の技術修練
- ・ 助産学生の実習施設確保のための調整
- ・ 助産師の偏在の実態把握の調査
- ・ 関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

活用例

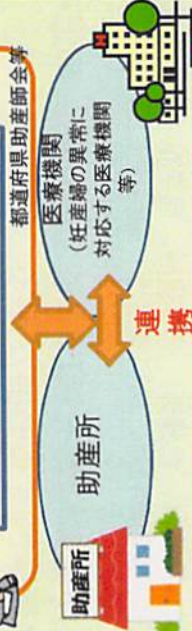
助産所と嘱託連携医療機関等の連携 に係る支援

協議会の設置などにより、

- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
- 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援

嘱託・連携医療機関確保のための

- ・ 支援・調整
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 調査・ヒアリング
- ・ 研修会・カンファレンス 等



【具体的な例】

- ・ 助産所と医療機関の連携状況のヒアリング
- ・ 連携についての情報交換会
- ・ 連携した産後ケアの実施に向けた支援・調整
- ・ オープンシステム/セオープンシステムの活用に向けた調査・調整
- ・ 関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

院内助産・助産師外来 の実践及び効果についての理解促進

- ▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・ 関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・ 情報収集のための他施設の見学
- ・ 業務マニュアルの策定の支援
- ・ 院内助産・助産師外来の実践及び効果についての調査 など

准看護師籍簿と国家資格等情報連携活用システム連携推進事業

令和5年度要求額：11百万円（新規）

1 事業の目的

- デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）によるマイナンバー法、住民基本台帳法の改正に基づき、令和6年度より、医療関係資格（22種類）の資格情報について、国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じて、マイナンバー制度の利活用を図ることとされている。
 【医療関係資格(22種類)】医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、**准看護師**、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
- 准看護師の資格情報については、都道府県が籍簿情報を管理することから、都道府県側の資格管理システムと国家資格等情報連携・活用システムとの間で資格データを連携する必要がある。
- 本事業では、都道府県側の資格管理システムと国家資格等情報連携・活用システムの連携に向けた仕様や運営方法について検討を行い、必要な対応を明らかにする。

2 事業概要

【事業内容】

令和4年度に実施する各都道府県を対象とした実態把握調査をもとに、准看護師免許と国家資格等情報連携・活用システム内の資格データと連携するために必要な対応を整理する。

【実施主体】

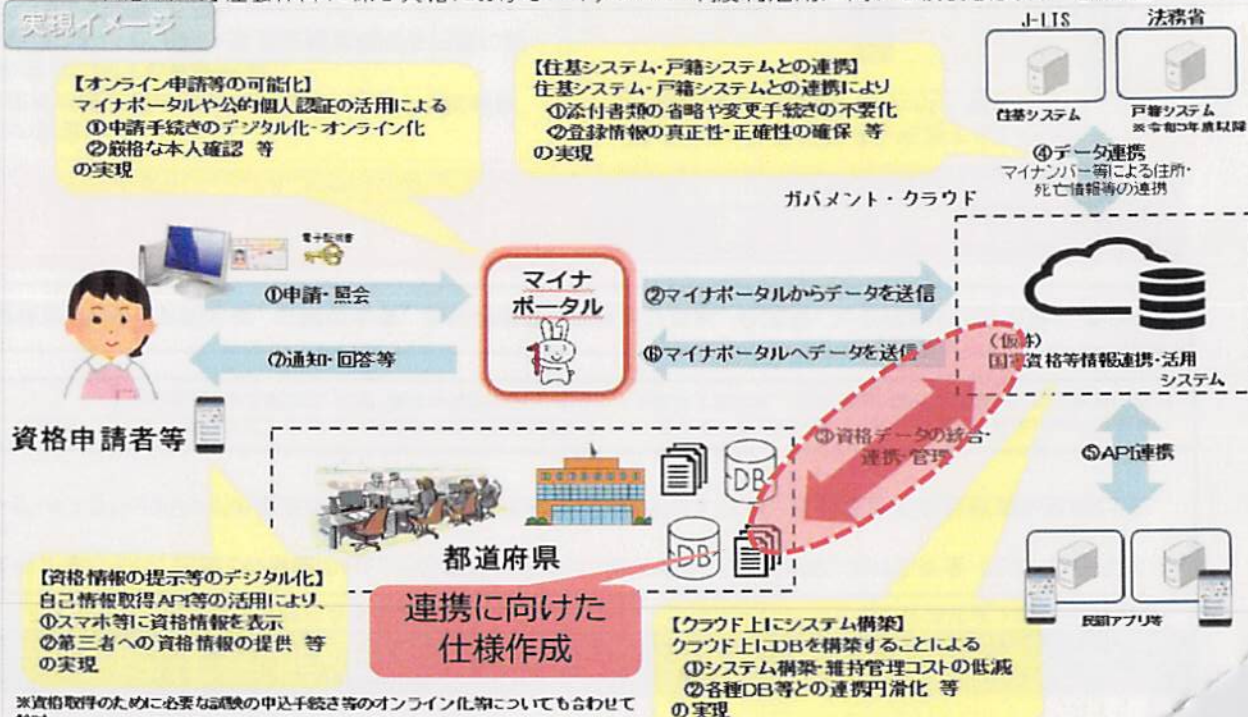
委託（シンクタンク）

【スケジュール】

令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
<ul style="list-style-type: none"> システム連携要件定義 仕様作成 	国家資格等情報連携・活用システム連携 ⇒運用開始

国家資格等情報連携・活用システムの基本イメージ（案）について

令和3年1月社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会資料一部修正



医療専門職支援人材確保・定着支援事業

令和5年度概算要求額 10百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師・看護師等の医療専門職から、看護補助者や医師事務作業補助者のような「医療専門職支援人材」へのタスクシフト・タスクシェアが重要であるとされている。
医療専門職支援人材については、人材と医療機関とを結ぶ適切なアプローチが十分にできておらず、人材の数的確保や入職後の人材定着が進んでいない状況となっている。
引き続きリーフレットやポスター、PR動画等のコンテンツの更新、ハローワーク等へのPR活動を通じて人材確保・定着支援を行う。加えて医療専門職間の実態調査を行い医療専門職支援人材確保・定着支援事業の促進を図る。

2 事業の概要

- 医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材となる方法等を示したリーフレットやポスター、PR動画等のコンテンツの更新、ハローワーク等でのPR活動を推進、医療機関への周知・啓発を行う。また医療専門職支援人材が継続して医療機関で勤務できるよう、医療機関に向けて支援人材の定着促進に資するセミナー研修を実施する。タスクシフト・タスクシェアが進んでいくことで起きる医療専門職間への業務量の偏りが起きていないか等の実態調査を実施。

3 事業スキーム・実施主体等

<事業イメージ>

<人材確保事業>

リーフレットやポスター、PR動画等
コンテンツの更新



(主な取組) 医療専門職支援人材の職種や魅力、仕事内容をPRするリーフレットやポスター、PR動画等のコンテンツを更新する。

ハローワーク等でのPR



(主な取組) ポスターをハローワーク等で掲示する/動画をHPに掲載する等により、年齢層問わず幅広く周知する。

各医療機関で就業



<定着支援事業>



医療専門職間の
実態調査

(主な取組) 定着促進に資するセミナー研修や医療機関向けに支援人材の活用をテーマにした研修等の開催を実施。また、医療専門職間の実態についての調査も実施。

<実施主体等>

- ①実施主体
：委託費（公募により選定）
- ②補助・拠出先
：学術団体等
- ③補助率・単価
：定額（10/10）
- ④負担割合（国、地方）
：委託費

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

令和5年度要求額:63百万円(63百万円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び借料、消耗品費等
(委託先) 公益社団法人国際厚生事業団(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

外国人看護師候補者学習支援事業

令和5年度要求:1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等
(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和5年度要求額:医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数
(医療提供体制推進事業費補助金 240億円の内数)

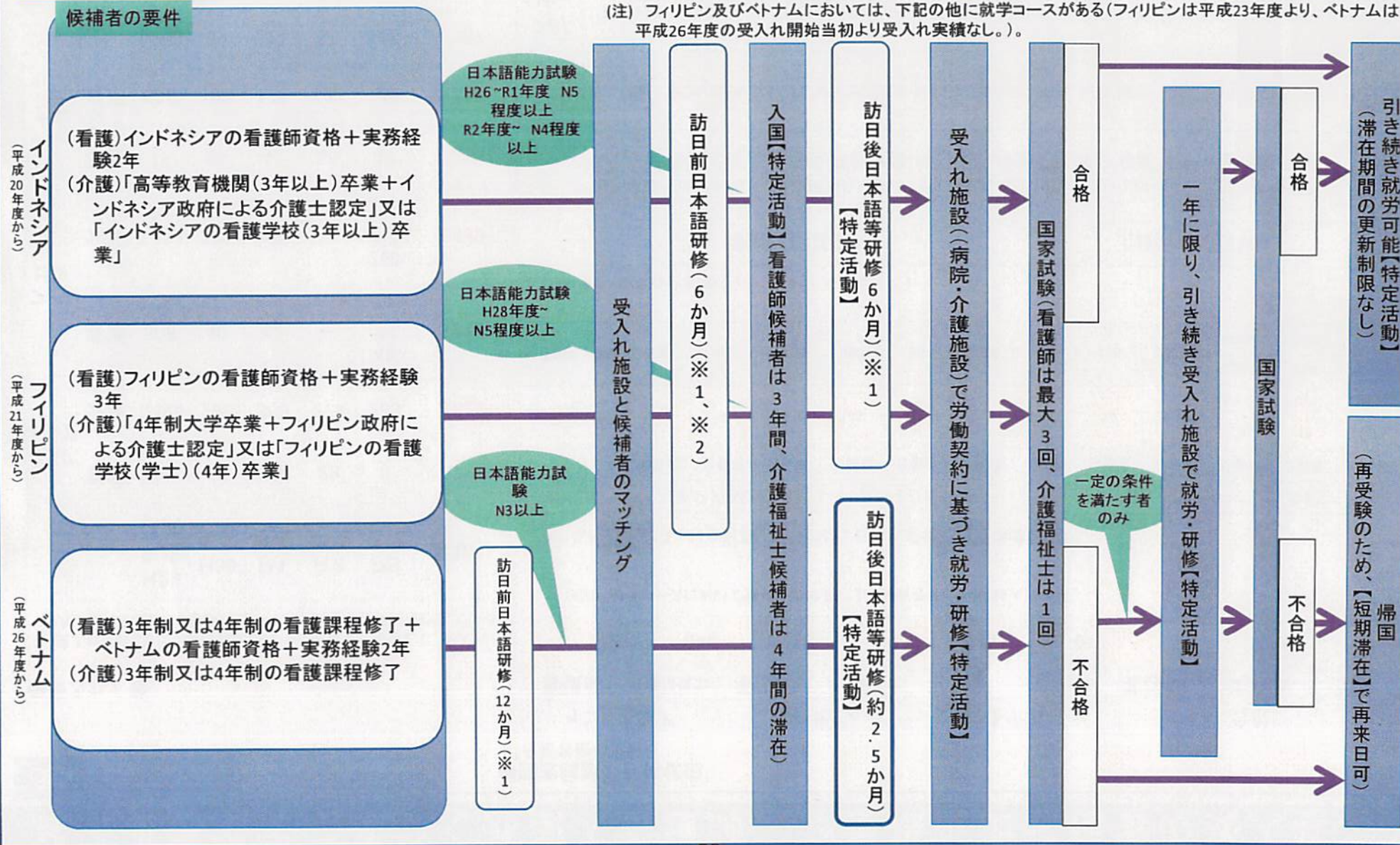
外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
(対象経費) 報償費等
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設
(補助率) 定額

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ①

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。

受入れの枠組み



(注) 日本語能力試験N2以上の者等については※1の日本語研修が免除される。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した者については※2の日本語研修が免除される。
 (注) フィリピン及びベトナムにおいては、下記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初より受入れ実績なし。)

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ②

受入れに係る実績

●受入れ人数

2022年4月までの累計受入れ人数は8,000人超

注：受入れに際しては、国内労働市場への影響等を考慮して、受入れ最大人数（各国ごとに看護200人/年、介護300人/年）を設定している。

	H29年度以前	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	累計
インドネシア	看護 622	31	38	23	8	722
	介護 1,494	298	300	274	263	2,629
フィリピン	看護 506	40	42	-	49 ※2	648
	介護 1,437 ※1	282	285	-	269 ※2	2,499
ベトナム	看護 75	26	41	38	37	217
	介護 598	193	176	193	166	1,326
看護計	1,203	97	121	61	105	1,587
介護計	3,529	773	761	467	924	6,454

(※1) フィリピンの介護については、就学コース（平成21年度及び平成22年度）の人数を含む。

(※2) 新型コロナウイルスの影響で入国が令和3年度となった。

●国家試験の合格状況 合格者数の累計

インドネシア		フィリピン		ベトナム		合計	
看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士
212	845	220	651 ※3	141	640	573	2,136
						合計 2,709	

(※3) 就学コースにおいて養成校の卒業により資格取得した者(32人)を除く。

令和3年度試験の実績(合計欄の()内は、日本人を含めた全体の数字)

	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
看護師試験	142	9	6.3%	135	11	8.1%	93	24	25.8%	370	44	11.9%
										(65,025)	(59,344)	91.3%
介護福祉士試験	448	122	27.2%	380	96	25.3%	186	156	83.9%	1014	374	36.9%
										(83,082)	(60,099)	72.3%

入国年度別の累計合格率(平成30年度入国者まで)

	看護師国家試験										介護福祉士国家試験									
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 ※4	H30年度
インドネシア	28.3%	48.7%	36.2%	27.6%	37.5%	31.7%	31.8%	28.3%	27.6%	19.4%	52.1%	76.1%	76.9%	78.5%	69.7%	56.5%	52.4%	47.2%	32.7%	
フィリピン	17.2%	23.9%	32.9%	17.9%	50.0%	52.8%	44.0%	45.0%	55.9%	45.0%	39.6%	67.3%	52.9%	60.7%	56.7%	53.3%	61.2%	50.7%	45.6%	36.5%
ベトナム	-	-	-	-	-	81.0%	100.0%	83.3%	95.5%	96.2%	-	-	-	-	-	94.8%	97.1%	96.5%	95.3%	87.4%

(※4) 介護の平成29年度入国者は令和2年度が初めての受験であり、令和3年度が滞在延長年度となる。その他は再受験を含めた累計。

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クランク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとすするために必要な施設整備に対する支援を行う。

令和5年度地域保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省健康局健康課保健指導室

令和4年8月

保健所等の機能強化

10.3億円

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所の業務を踏まえつつ、今後も見据えた保健所や地方衛生研究所の体制強化を図る。

(主な事業)

- ・ **今後の保健所業務の在り方に関する検討等【新規】** **1.7億円**
保健所が、有事の際に生じる業務にも適切に対応しながら、生活習慣病対策等の通常業務への対応を十分に果たしていくため、保健所業務に関する実態調査や保健所が抱える課題に対する支援を行う。
- ・ **地方衛生研究所の機能強化等【拡充】** **1.5億円**
地方衛生研究所の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の全国展開（8カ所→84カ所）を図る。
- ・ **健康危機管理体制の強化等【拡充】** **4.8億円**
IHEAT（※）の整備やIHEAT登録者に対する研修等に要する経費について地方公共団体へ補助を行うほか、有事の際の地域保健活動に必要な派遣等の費用の支援の強化を行う。
※健康危機発生時においても保健所の適切な業務執行体制を確保するため、予め登録された民間の医師、保健師、看護師等の外部専門家を保健所等に派遣し支援を行う仕組み。
- ・ **保健師に関する研修会の強化等【拡充】** **37百万円**
保健所における公衆衛生対策の中心を担う保健師の人材育成を行うための研修会の実施回数を増やし、これに伴う研修への自治体職員の派遣経費の支援等により研修
- ・ **健康危機緊急時の対応体制整備【拡充】** **2.0億円**
今後の新興・再興感染症の拡大に備えるため、引き続き、IHEATの名簿管理を行うとともに、都道府県等における研修の企画・実施を担う人材や積極的疫学調査等の感染症対策における専門性の高い人材の育成等を行うほか、新たに地域毎の健康危機管理体制の強化を行うため地方ブロック協議会を開催する。

地域保健対策

6. 1億円

1. 地域保健対策の総合的な推進

1. 8億円

地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進する。

(主な事業)

- ・地域保健総合推進事業 1. 3億円
- ・新しい生活様式下における熱中症予防対策事業 20百万円

2. 人材育成対策の推進

25百万円

保健師等の円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

(主な事業) 都道府県保健師育成支援事業 3百万円

3. 地域・職域連携体制等の推進

59百万円

広域的な地域・職域保健の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

(主な事業) 地域・職域連携推進事業 58百万円

4. 地域健康危機管理対策の推進

3. 5億円

地域での健康危機管理体制の確保のための体制の整備等を図る。

(主な事業) 健康安全・危機管理対策総合研究事業(※厚生科学課計上) 3. 2億円

5. 被災地の健康支援活動に対する支援【復興】

被災者支援総合交付金(復興庁所管) 111億円の内数

東日本大震災により長期にわたり仮設住宅で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、福島県における仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進に必要な経費について財政支援を行う。

- ・被災地健康支援事業 (交付先) 福島県

※ 他局計上分を含む。

被災地健康支援事業については、被災者支援総合交付金(復興庁所管) 111億円の内数として一括計上のため、地域保健対策関係予算の合計額に含まれない。

令和5年度概算要求額 1.7 億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 有事対応を行いながら通常業務を実施する際の保健所業務の現状や課題について、より詳細に実態調査を行い現状・分析等を実施することにより、これからの保健所業務のあるべき姿について検討を行い、保健所業務の改善を図る。
- ・ 地域の健康施策に関する課題の解決に困難を抱えている保健所に対して、先進的な取組を実施している保健所の例を活用し課題の解決を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 保健所業務に関する実態調査

保健所業務（感染症の他、精神保健、難病、母子保健なども含む）に係る人材等の地域資源の活用状況やオペレーション、外部委託の実施状況、デジタル化の進捗状況等についての課題やこれまでも機能的な活動ができていた好事例を収集し現状の分析を行う。これらの収集・分析の結果を基に保健所が抱える課題を明確にし、有識者のヒアリングを行うなどして保健所業務の改善策につなげる。

② 保健所が抱える課題に対する支援

有事対応における連携体制や平時対応に課題を抱える保健所に対し、先進的な取組を実施している保健所を参考に課題の解決を図るための支援等を行うとともに、有識者会議で課題の整理等を行いながら、モデル事業事例集等を整理した手引きを作成し、全国へ普及を図る。

3 実施主体

委託事業（民間団体等）

保健所等の機能・体制強化（地方衛生研究所の人材育成モデル事業の全国展開等）

令和5年度概算要求額 8.6億円（6.9億円） ※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 今後、新興・再興感染症のパンデミックが発生した場合に十分な対応ができるよう、地方衛生研究所や保健所等の体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】

地方衛生研究所の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の全国展開を図る。

② 健康危機管理体制：派遣等に関する経費【増額】

IHEAT（※）の整備やIHEAT登録者に対する研修等に要する経費について地方公共団体へ補助を行う他、有事の際の地域保健活動に必要な派遣等の費用の支援を行う。

※健康危機発生時においても保健所の適切な業務執行体制を確保するため、予め登録された民間の医師、保健師、看護師等の外部専門家を保健所等に派遣し支援を行う仕組み。

③ 保健所：保健師に関する研修【増額】

保健所で公衆衛生対策の中心を担う保健師（※）の人材育成の充実を図る。

※本庁や地衛研等の関係機関と調整等を行うなど保健所所長の補佐を行うレベルの保健師

等

3 実施主体等

① 地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2

② 健康危機管理体制：派遣等に関する経費【増額】

実施主体：都道府県、政令市、特別区
補助率：・IHEATの整備や研修等に要する経費
国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
・有事の際の派遣等の費用
国 10/10

事業実績：令和3年度までのIHEAT登録者数 約3,500人

③ 保健所：保健師に関する研修【増額】

I. 研修実施)

実施主体：国

II. 自治体職員の派遣)

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区

補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2

事業実績：自治体向け保健師に対して6種の研修の実施

自治体保健師人材育成関連予算の概要について

地域保健従事者現任教育推進事業 令和5年度概算要求:31百万円

保健師の人材確保・育成対策を推進するため、地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制を構築する。

【補助先:都道府県、保健所設置市、特別区 補助率:1/2】

1 地域保健従事者の現任教育体制の構築

- (1)保健師に係る研修事業について、企画・立案・評価・検証するための検討会等開催経費
- (2)都道府県保健所が管内市町村の研修体制等について、把握・評価・助言するための検討会等開催経費
- (3)人材育成ガイドラインの作成及び評価に係る検討会等の開催経費
- (4)国立保健医療科学院が実施する研修への参加する際の旅費等

2 保健師等連携体制構築支援事業

多様化、高度化する住民のニーズに応えたサービスを提供するため、保健師が、保健、医療、福祉、介護等における関係機関・団体等と連携し、包括的な支援体制を構築するための知識及び技術を習得するとともに、連携、調整や行政運営に関する能力を習得するため、実際に業務の実施状況を確認しながら、専門的知識や経験を有する保健師や他職種により必要な助言等を行うための経費。

地域・職域連携推進における国庫補助

地域・職域連携推進事業

令和5年度概算要求：58百万円

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

国：地域・職域連携推進事業

都道府県：地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・都道府県保健所
- ・福祉事務所
- ・精神保健福祉センター等
- ・市町村等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・歯科医師会
- ・薬剤師会
- ・看護協会
- ・保険者協議会
- ・医療機関等

〈職域〉

- ・労働局
- ・事業者代表
- ・産業保健総合支援センター
- ・商工会議所
- ・商工会連合会

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討等

2次医療圏：地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・保健所
- ・市町村
- ・住民代表
- ・地区組織等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・医療機関
- ・ハローワーク等

〈職域〉

- ・事業所
- ・労働基準監督署
- ・商工会議所
- ・健保組合
- ・地域産業保健センター等

主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施等

- ・都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する地域・職域連携推進事業に要する経費については、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。
- ・補助率：1/2 ※補助先：都道府県、政令市、特別区

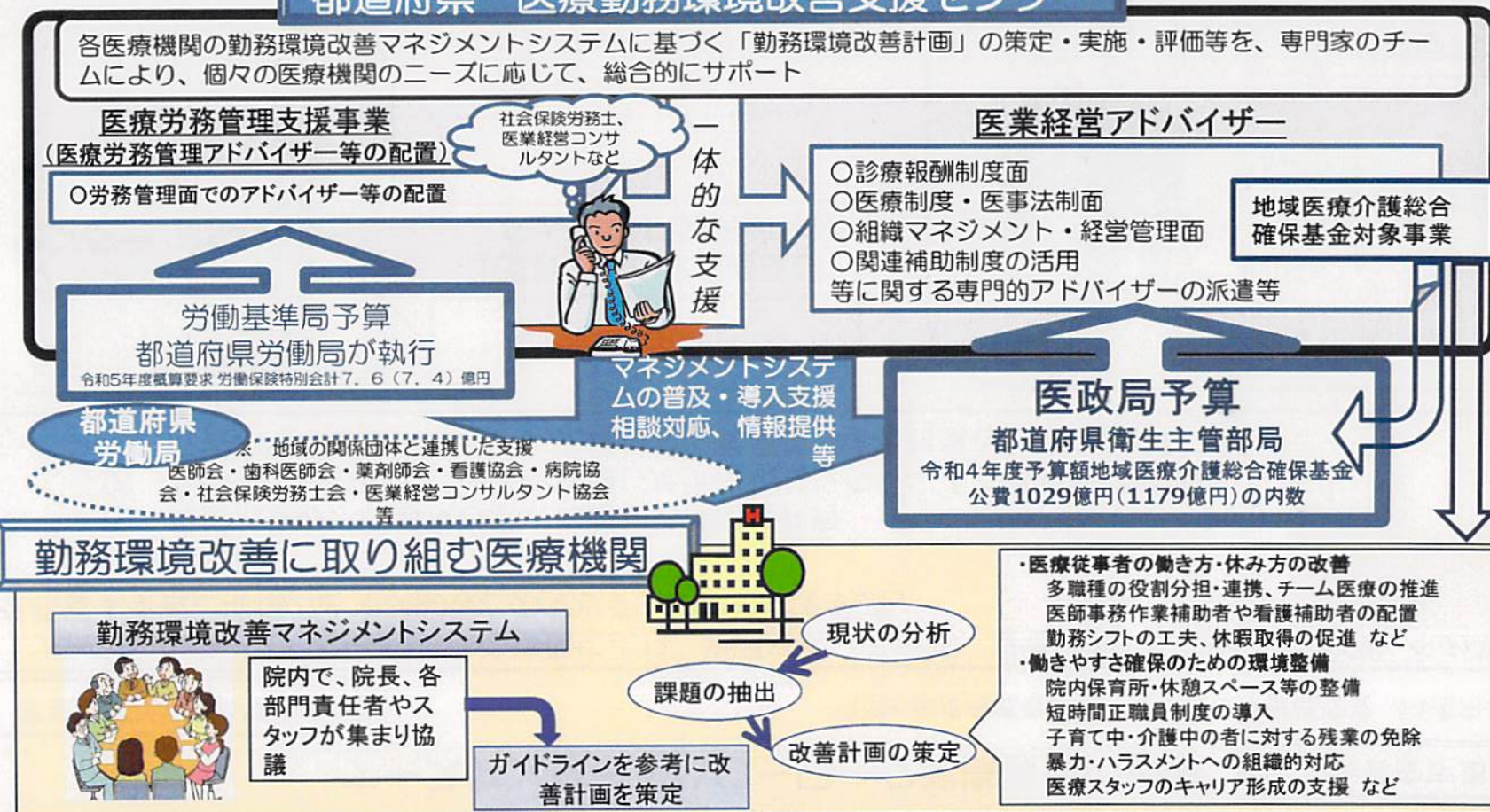
都道府県医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関への支援体制の構築（平成26年10月1日施行）

【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）

都道府県 医療勤務環境改善支援センター



ナースセンター・ハローワーク連携事業の概要

職業安定局

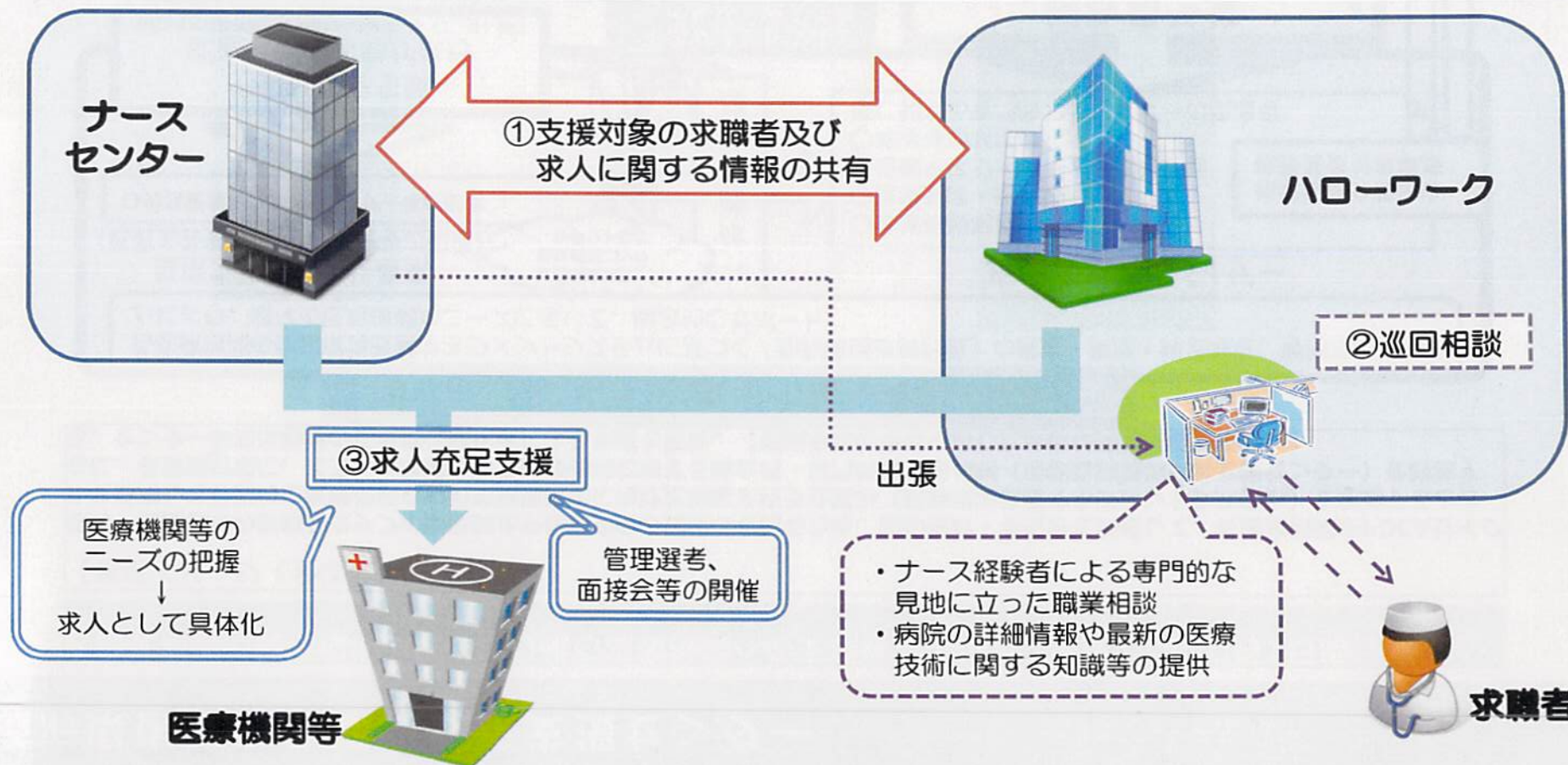
事業目的及び事業内容

令和5年度概算要求額 人材確保対策推進費 44億円の内数

ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）への就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

【主な事業内容】

- ① 支援対象の求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援



すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

11,709百万円 → 13,583百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・ 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

(2) 若年妊婦等への相談等支援【拡充】

- ・ 若年妊婦等へのアウトリーチやSNS等を活用した相談支援体制を推進するとともに、産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）の充実を図る。

(3) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等【拡充】

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 研究段階にある新たな不育症検査の保険適用を推進するため、先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行う。また、自治体を実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

(4) 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の整備の推進【拡充】

- ・ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけではなく「賃借物件」まで拡大し、より身近な場で妊産婦等を支える体制を整える。

(5) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援【新規】

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

(6) 母子保健対策の強化【拡充】

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 新たに、市町村における遠方で妊婦健康診査や産後ケアを受ける際の交通費支援や、母子保健事業のオンライン化やデジタル化等の導入支援、成育医療等に関する計画の策定等に係る都道府県における広域支援の推進等を実施する。

(7) 低出生体重児等多様性に配慮した分かりやすい母子保健情報の充実【新規】

- ・ 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

(8) 子どもの心の診療ネットワーク事業【拡充】

- ・ 様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。また、学校等との連携強化を図るための加算を創設する。

(9) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(11) 新生児聴覚検査の体制整備事業【拡充】

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。また、精密検査結果を把握するための経費を補助対象とする。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 令和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 予防のための子どもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。
- ・ 子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを新たに整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(14) 出生前検査認証制度等広報啓発事業等【一部新規】

- ・ NIPT等出生前検査の適切な運用に資するよう、自治体における妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援、認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行う。
- ・ 国において、「出生前検査認証制度等運営委員会」から認証を受けた出生前検査を実施する医療機関や検体検査を受託する検査解析機関より、出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行う。

2 未熟児養育医療等

3,719百万円 → 3,700百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 こども家庭科学研究（仮称）等の推進

799百万円 → 1,157百万円

- ・ 厚生労働省において実施している厚生労働科学研究事業及びAMED（日本医療研究開発機構）研究費の一部について、こども家庭庁において引き続き実施するための費用を計上し、保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること等を目的として実施する。

4 成育基本法に基づく取組の推進

34百万円 → 39百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況や母子保健サービス等に係る当事者のニーズ等の調査を行うとともに、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツを整理し、包括的に情報発信する。

5 旧優生保護一時金の支給等

385百万円 → 383百万円

- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、厚生労働大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援を行う。

6 その他

48百万円 → 122百万円

- ・ 上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、別途、事項要求。

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度概算要求（令和4年度予算額）：4.8億円（4.0億円）

【事業内容】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく医療的ケア児支援センターの設置（医療的ケア児等コーディネーターの配置）により、医療的ケア児とその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げるための支援を行うとともに、地方自治体における協議の場の設置や医療的ケア児に係る支援者の養成研修、医療的ケア児やその家族の日中の居場所作りや活動の支援等を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

総合的な支援を実施

- ✓ 地方自治体において、医療的ケア児等とその家族への支援体制の強化
- ✓ 障害福祉サービスでは実施が難しいケースに対する支援
- ✓ 地域に障害福祉サービス等の実施事業所がなくても地方自治体による支援の実現が可能



医療的ケアのある子どもとその家族

地方自治体における医療的ケア児等の協議の場の設置

- 保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場の設置
- 現状分析のための、医療的ケア児数の把握・ニーズ調査の実施
- 医療的ケア児のご家庭向けの情報提供（HP、ガイドブックの作成）等

医療的ケア児等コーディネーター 医療的ケア児等支援者（喀痰吸引含む）の養成研修



併行通園の促進

- 事業所からの付き添いなどのバックアップ
- 適切な情報交換



障害児通所支援施設

保育園・幼稚園

医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーターの配置等

- 医療的ケア児支援センター等への医療的ケア児等コーディネーターの配置
- コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置
- 移行期（NICUから在宅生活への移行、学校生活への移行、成人期への移行等）における重点的な相談体制の整備 等

医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築

- 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- 就業先とのマッチング 等



看護職員への研修



障害児通所支援施設

医療的ケア児等とその家族への支援



家族のレスパイト



きょうだい児への支援

課題

その他、障害福祉サービス等と重複しない支援

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援等
どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター (都道府県)

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。等

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

- ・ 調整困難事例の相談
- ・ 地域の医療的ケア児の状況の共有

- 関係機関等への情報の提供及び研修
 - ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
 - ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
 - ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
 - ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

医療的ケア児に係る様々な相談

- 先々の子育ての見通しがつかない。...
- 仕事と育児を両立させたい。...
- 緊急時の預け先がない。...
- 兄弟に関わる時間がとれない。...
- 夜間のケアがつかない。...

センター設置により相談先が明確化。

医療的ケアのある子どもとその家族

どこに相談すれば良いかわからない。...

市町村等（地域の支援の現場）



支援の実施

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

看護の現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施

令和5年度概算要求額 100億円 (100億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※満年度化に当たって必要となる追加額については、予算編成過程で検討

1 事業の目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「公的価格評価検討委員会中間整理」(令和3年12月21日)を踏まえ、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とする、収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(令和4年10月から診療報酬により実施)について、令和5年度においても引き続き実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【診療報酬の内容】

○対象となる医療機関

- ・救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関
- ・三次救急を担う医療機関

○対象となる職種

- ・看護職員(看護師、准看護師、保健師、助産師)
- ・医療機関の判断により、看護補助者・理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能

○点数の要件等

- ・入院日数に応じて支払われる入院基本料等に、それぞれの医療機関の看護職員数と延べ入院患者数に応じて、点数を上乗せ

$$\text{それぞれの医療機関の必要点数} = \frac{\text{看護職員の賃上げ必要額 (それぞれの医療機関の看護職員数} \times \text{12,000円} \times \text{社会保険負担率)}}{\text{それぞれの医療機関の延べ入院患者数} \times \text{10円}}$$

- ・点数による収入の全額について、看護職員等の賃上げに充当することを求めるとともに、点数による収入の2/3について、看護職員等の賃金のベースアップに使用することを求める
- ・各医療機関に対し、看護職員等の賃金改善額と点数による収入額を記載した計画書及び実績報告書の提出を求める

【主な国庫負担割合】

協会けんぽ(164/1000)、市町村国保(32/100及び9/100)、後期高齢者医療(3/12及び1/12)